

茨城県私立各種学校の設置に関する要項

改正 平成29年4月1日

第1 趣 旨

各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）の施行に関し、知事の所管に属する私立各種学校についての必要な細目は、この内規の定めるところによる。

第2 各種学校の範囲

各種学校は、一定の教育目的の下に一定の教育計画に従い、反復継続して教育を行うものとする。

第3 各種学校の教科

各種学校の教科は、知識、技術又は技能に関するものとし、あわせて一般的教養に関するものを含むものとする。

第4 修業期間

- 1 規程第3条ただし書の規定により、修業期間3月以上1年未満とすることができる課程は、珠算、タイプライティング等の課程をいう。
- 2 修業期間1年以上の課程を設ける各種学校は、教育上支障がないと認められる場合、当分の間同一課程について修業期間3月以上1年未満の課程を併設することができる。

第5 授業日数

規程第4条の規定により、修業期間が1年未満の課程における授業時数はおおむね次のとおりとする。

18時間×3.5週×修業月数

第6 生徒数

規程第5条第2項ただし書の規定により、同時に授業を行う1学級の生徒数について例外の認められる場合は、当該各種学校の課程の内容が講義を主とするものである場合をいう。

第7 入学資格の明示

規程第6条の規定による入学資格とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校又は同法第134条第1項の学校の卒業者若しくは、修了程度又は年令等をいい、適当な方法によって、明示するとは、学則に記載するとともに、必要に応じて公示又は掲示等によって行うことをいう。

第8 校 長

規程第7条の規定による教育・学術又は文化に関する職又は業務に従事した者とは、次の各号に掲げる職又は業務の1又は2以上に通算して5年以上従事した者をいう。

- (1) 学校教育法第1条、同法124条又は同法第134条第1項に規定する学校の長の職
- (2) 前項に掲げる学校の職員の職
- (3) 学校教育法第1条の学校の事務職員の職（単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。）
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校の長又は教員若しくは事務職に相当する職
- (5) 国又は地方公共団体における教育学術又は文化に関する業務
- (6) 知事が適当と認める職又は業務
- (7) 外国の前各号に掲げるものに準ずる職又は業務

第9 教 員

- 1 規程第8条第1項の規定する課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、特殊な教科を除き生徒数40人を超えるごとに1人を増加するものとし、教員の半数以上は専任とする。
- 2 規程第8条第2項の規定によるその教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者とは、特殊な教科を担当する者を除き次の各号の1に該当する者をいう。
 - (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）による教育職員の免許状を有する者又は有するとみなされた者
 - (2) 高等学校又は旧令の中等学校を卒業した者及び文部大臣がこれらの学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者（特別な事由があると認められる場合にあつては、当分の間これらと同等の学力を有する者で、その教科について相当の学識経験を有する者と認められる者）

第10 校舎面積等

- 1 規程第10条第4項の規定による特別の事由とは、校舎の新築、改築の場合等をいう。
- 2 規程第11条第3項に規定する適当な照明設備とは、黒板及び机上面において50ルクス以上の照度を有するものをいう。

第11 名 称

規程第12条による各種学校については、学校教育法第1条及び第124条に規定する学校又は研究機関若しくは私塾等に類似する名称を使用せしめないものとする。

第12 標 示

規程第13条の規定による標示は、別表の様式によるものとする。

第13 各種学校の経営

規程第14条第2項の規定による教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者とは、学校を管理することが適当と認められ、学校教育法第9条各号の1に該当しない者でなければならない。

第14 設置認可に係る資産等の審査基準

各種学校の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する各種学校の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、校舎及び校地は、原則として負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 各種学校設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。
- (3) 各種学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の2分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
- (4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、寄附行為の認可申請時において、収納されていること。
- (5) 各種学校の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 各種学校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

別表 標示の様式

(1)

茨城県知事認可
(各種学校名)

(2)

茨城県知事認可
各種学校名